

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号の 14



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

- 鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則（※）（学事法制課取扱い） 1
- 鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（※）（財政課取扱い） 5
- 鹿児島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（※）（雇用労政課取扱い） 6
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則（※）（建築課取扱い） 6

規

則

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第28号

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則

鹿児島県立短期大学学則（平成 6 年鹿児島県規則第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 2 項の表第一部（昼間課程）の部文学科の項中「日本語及び日本文学の理論を学び作品を読む」を「日本語学，日本文学，中国文学及び日本語教育を学ぶ」に，「日本文学を広くかつ」を「文学を」に，「鑑賞する能力」を「，鑑賞する能力，日本や東アジアの社会と文化に関する知識と理解」に改め，「英米文学，英語学及び英語圏文化を学ぶことを通して，」を削る。

別表第 1 の 1 (I) の表中

「	芸術論		2	を
	かごしまカレッジ教育		2	」
「	芸術論		2	」に，
「	企業研修		★ 2	
	かごしま教養プログラム		2	を
	かごしまフィールドスクール		2	」
「	企業研修		★ 2	」に，
「	異文化コミュニケーション		2	」を
「	異文化コミュニケーション		2	
	スペイン語Ⅰ		1	
	スペイン語Ⅱ		1	
	ドイツ語Ⅰ		1	に改め，別表第 1 の 1
	ドイツ語Ⅱ		1	

	フランス語Ⅰ		1	
	フランス語Ⅱ		1	」
(2)の表中	「芸術論 かごしまカレッジ教育		2 2	」を
「	芸術論		2	」に、
「	企業研修 かごしま教養プログラム かごしまフィールドスクール		★2 2 2	」を
「	企業研修		★2	」に、
「	異文化コミュニケーション 英語		2 1～8	」を
「	異文化コミュニケーション スペイン語Ⅰ スペイン語Ⅱ		2 △1 △1	」に、
「	中国語Ⅰ 中国語Ⅱ		△1 △1	」を
「	中国語Ⅰ 中国語Ⅱ		1 1	」に、「コミュニケーション
ョン科目」を「英語コミュニケーション科目」に、				
「	英語表現法Ⅲ	1		」を
「	英語表現法Ⅲ		1	」に、
「	コミュニケーション概論		2	」を
「	TOEICⅠ TOEICⅡ TOEICⅢ TOEICⅣ	1 1	1 1	」に、「英米文学科目」
を「英語文学科目」に、				
「	英文学概論 英文学史		2 2	」を
「	英文学概論		2	」に、
「	英米文学講読Ⅰ 英米文学講読Ⅱ 英米文学講読Ⅲ		1 1 1	」を

「	比較文化	2	
	英語文学講読 A	1	
	英語文学講読 B	1	に，「比較文化科目」
	英語文学講読 C	1	」

を「異文化理解科目」に，「比較文化」を「異文化コミュニケーション概論」に，

「	対照言語学	2	
	言語学概論	2	を
			」

「	対照言語学	2	に，
			」

「	国際関係論	2	
	検定対策講座Ⅰ	1	を
	検定対策講座Ⅱ	1	」

「	国際関係論	2	に改め，別表第 1 の 2
			」

(1)の表中	「	芸術論	2	
		かごしまカレッジ教育	2	を
				」

「	芸術論	2	に，
			」

「	企業研修	★ 2	
	かごしま教養プログラム	2	を
	かごしまフィールドスクール	2	」

「	企業研修	★ 2	に，
			」

「	異文化コミュニケーション	2	を
			」

「	異文化コミュニケーション	2	
	スペイン語Ⅰ	1	
	スペイン語Ⅱ	1	に改め，別表第 1 の 2
	ドイツ語Ⅰ	1	
	ドイツ語Ⅱ	1	」

(2)の表中	「	芸術論	2	
		かごしまカレッジ教育	2	を
				」

「	芸術論	2	に，
			」

「	企業研修	★ 2	
	かごしま教養プログラム	2	を
	かごしまフィールドスクール	2	」

「	企業研修	★ 2	に，
			」

「	異文化コミュニケーション	2	を
			」

「	異文化コミュニケーション	2	
	スペイン語Ⅰ	1	
	スペイン語Ⅱ	1	に、「ビジュアル・フ
	ドイツ語Ⅰ	1	
	ドイツ語Ⅱ	1	」

ファッションデザイン系」を「ビジュアルデザイン系，ファッションデザイン系」に改め，別表

第 1 の 3 (1) の表中	「	芸術論		2		を
		かごしまカレッジ教育		2		」

「	芸術論	2	に，
---	-----	---	----

「	かごしまと世界	2	
	かごしま教養プログラム	2	を
	かごしまフィールドスクール	2	」

「	かごしまと世界	2	に，
---	---------	---	----

「	異文化コミュニケーション	2	を
---	--------------	---	---

「	異文化コミュニケーション	2	
	スペイン語Ⅰ	1	
	スペイン語Ⅱ	1	
	ドイツ語Ⅰ	1	に，
	ドイツ語Ⅱ	1	
	フランス語Ⅰ	1	
	フランス語Ⅱ	1	」

「	商法	2	を
---	----	---	---

「	商法	2	
	税法	2	に，

「	地域産業政策	2	
	地域史	2	を

「	地域産業政策	2	に改め，別表第 1 の 3
---	--------	---	---------------

(2) の表中	「	芸術論		2		を
		かごしまカレッジ教育		2		」

「	芸術論	2	に，
---	-----	---	----

「	かごしまと世界	2	
	かごしま教養プログラム	2	を
	かごしまフィールドスクール	2	」

「	かごしまと世界	2	に，
---	---------	---	----

「	異文化コミュニケーション	2	」を
「	異文化コミュニケーション	2	に、
	スペイン語Ⅰ	1	
	スペイン語Ⅱ	1	
	ドイツ語Ⅰ	1	
	ドイツ語Ⅱ	1	
	フランス語Ⅰ	1	
	フランス語Ⅱ	1	」
「	商法	2	」を
「	商法	2	に改め、別表第 1 の 4
	税法	2	
の表中	アジア文化論	2	」を
	かごしまカレッジ教育	2	
「	アジア文化論	2	」に、
「	環境問題	2	」を
	かごしま教養プログラム	2	
	かごしまフィールドスクール	2	
「	環境問題	2	」に、
「	商法	2	」を
「	商法	2	」に、
	税法	2	
「	地域産業政策	2	」を
	地域史	2	
「	地域産業政策	2	」に改める。

附 則

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行日前から引き続き在学している者に係る授業科目並びにその単位数及び履修方法については、改正後の鹿児島県立短期大学学則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一部商経学科及び第二部商経学科の授業科目である税法については、改正後の学則別表第 1 に定めるところにより、当該者も履修することができる。

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 29 号

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県手数料徴収条例施行規則（平成 12 年鹿児島県規則第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中 15 の項を 16 の項とし、3 の項から 14 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、2 の項の次に次のように加える。

3 条例別表第 1 環境林務部の表 7 の項に掲げる手数料	ア 研修生若しくはその者と生計を一にする者が生活保護法第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けている研修生又はこれに準ずる程度に困窮していると認められる研修生の申請の場合	2 分の 1 の減額又は免除
	イ 研修生又はその者と生計を一にする者が火災又は風水害等による災害を受けたことにより、生計に重大な支障を生じたと認められる研修生の申請の場合	免除

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 30 号

鹿児島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

鹿児島県立職業能力開発校規則（昭和 44 年鹿児島県規則第 103 号）の一部を次のように改正する。

別表鹿児島県立吹上高等技術専門校の項中

普通課程	高等学校卒業等	自動車工学科 〔第 2 種自動車系 自動車整備科〕	2 年	20 人	を
普通課程	高等学校卒業等	機械整備科 〔機械整備系 建設機械整備科〕	1 年	10 人	

普通課程	高等学校卒業等	自動車工学科 〔第 2 種自動車系 自動車整備科〕	2 年	20 人	に改め、同表注 1 中「学校

教育法」の次に「（昭和 22 年法律第 26 号）」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 31 号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（平成元年鹿児島県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「第 18 条第 4 項ただし書」を「第 18 条第 5 項ただし書」に改め、同項第 2 号中「あつては」を「あつては」に改め、同条第 4 項中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に改める。

第 4 条の 2 中「7 の項」を「8 の項」に改める。

第 5 条第 4 号中「その他建築主事」の次に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」

を加える。

第 6 条第 1 項中「許可」の次に「又は認定」を加える。

第 7 条第 1 項中「，第 136 条第 3 項ただし書，第 137 条の 12 第 6 項若しくは同条第 7 項」を「若しくは第 136 条第 3 項ただし書」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 3 条の 2 第 1 項第 1 号から第 7 号まで」を「第 3 条の 2」に改める。

第 9 条第 1 項中「法第 6 条第 1 項」の次に「（法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）」を加え，「あつた」を「あった」に，「建築主事」を「建築主事等」に改め，同条第 2 項中「建築主事」を「建築主事等」に改め，同条第 3 項中「法第 6 条第 1 項」の次に「（法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）」を加え，「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第 10 条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第 11 条各号列記以外の部分中「及び第 3 号」を削り，「次の各号の一に該当する」を「次に掲げる」に，「施工状況報告書（別記第 11 号様式）を建築主事」を「，施工状況報告書（別記第 11 号様式）に工事監理の状況を記載した書面を添えて建築主事等」に改め，同条第 3 号中「建築主事」を「建築主事等」に改め，同号を同条第 4 号とし，同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 木造にあつては，屋根工事を終えたとき。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（完了検査申請書に添付する書類）

第 11 条の 2 省令第 4 条第 1 項第 6 号の規定により知事が定める書類は，建築物のエネルギー消費性能基準に係る工事監理の実施の状況を記載した書類とする。

第 12 条第 2 項第 1 号中「平成 29 年度」を「令和 8 年度」に改め，同項第 2 号中「特定建築物」の次に「のうち，法別表第 1（い）欄(2)項に掲げるもの」を加え，「平成 30 年度」を「令和 9 年度」に改め，同項第 3 号中「平成 29 年度」を「令和 8 年度」に改め，同項第 4 号中「平成 28 年度」を「令和 7 年度」に改め，同項第 5 号を次のように改める。

(5) 政令第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる特定建築物のうち，法別表第 1（い）欄(4)項に掲げるもの 令和 7 年度

第 32 条中「，第 9 条及び第 10 条」を「及び第 8 条から第 10 条まで」に改める。

別記第 11 号様式を次のように改める。

第 11 号様式（第 11 条関係）

施工状況報告書

本建築物は建築基準関係規定に適合した施工を行っていることを確認しましたので、
建築基準法施行細則第 11 条の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日 鹿児島県建築主事 殿 建築士事務所名 （ ）級建築士事務所（ ）知事登録第 号 工事監理者氏名 （ ）級建築士（ ）登 録第 号				
1 建築主住所氏名				
2 工事施工者住所氏名	建設業の許可（ ）第 号			
3 確認年月日及び番号	年 月 日			
4 敷地の地番	鹿児島県			
5 主要用途				
6 建築物の概要	造，地上 階・地下 階，延べ面積 m ²			
7 工事種別	新築・増築・改築	8 工事着手年月日	年 月 日	
9 工事期間における主要な設計変更	変更年月日	変更設計図書	変更の概要	
10 工事施工者に対する指摘内容	指導年月日	指導の概要		
11 施工状況				
12 工事現場の危害防止の措置状況				
※ 受付欄	年 月 日 第 号	※ 処理欄		※ 備考欄

注 1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 構造上主要な部分や隠ぺい部分の写真並びに工事監理の状況及び施工記録を添付してください。

3 12欄は建築基準法第 90 条の規定により講じた措置について記入してください。

附 則

この規則中第 4 条から第 10 条まで，第 12 条及び第 32 条の改正規定は公布の日から，その他の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。